

仕事と生活の 調和(ワーク・ライフ・バランス) レポート 2017

概要



多様で柔軟な働き方で、みんなが変わる、社会が変わる
～はじめの一步は男性の家事・育児・介護から!～

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート2017」とは

仕事と生活の調和の実現の状況を点検・評価し、更なる取組推進を目的として、労使・地方公共団体・有識者から成る仕事と生活の調和連携推進・評価部会と仕事と生活の調和関係省庁連携推進会議が作成しました。(平成30年3月公表)

本レポートでは、企業と働く者、国民、国、地方公共団体等の取組を紹介するとともに、仕事と生活の調和の実現状況を把握した上で、今後に向けた課題を洗い出し、重点的に取り組むべき事項を提示しています。

平成30年3月

仕事と生活の調和連携推進・評価部会
仕事と生活の調和関係省庁連携推進会議

お問い合わせ先

内閣府 仕事と生活の調和推進室

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

仕事と生活の調和ポータルサイト

TEL : 03-6257-1360 FAX : 03-3592-0408

URL : <http://www.cao.go.jp/wlb/>

I 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」・ 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」と推進体制

【仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章】

仕事と生活の調和を推進するための「大きな方向性」を提示
 ⇒ 仕事と生活の調和の必要性、調和が実現した社会の姿、その実現に向けた各主体の役割

【仕事と生活の調和推進のための行動指針】

「企業や働く方、国民の効果的な取組」、「国や地方公共団体の施策の方向性」を提示
 ⇒ 各主体の取組、目指すべき13項目の数値目標、実現度を測る指標、推進状況の点検・評価の仕組み

【推進体制】

仕事と生活の調和連携推進・評価部会
 ⇒ 「憲章」・「行動指針」に基づく、点検・評価、連携推進

II 仕事と生活の調和実現の状況と課題

数値目標設定指標の動向

順調に進捗している

①基準値 ②最新値 ③目標値 ※()内は年を表す

(目標設定時から2020年の目標値に向けて直線的に進捗すると仮定した場合の直近の想定値を達成している)

・就業率(20～64歳)……………①74.6%(2009)	⇒ ②80.4%(2017)	⇒ ③80%(2020)
(20～34歳)……………①73.6%(2009)	⇒ ②78.6%(2017)	⇒ ③79%(2020)
(25～44歳女性)……………①64.9%(2006)	⇒ ②74.4%(2017)	⇒ ③77%(2020)
(60～64歳)……………①52.6%(2006)	⇒ ②66.2%(2017)	⇒ ③67%(2020)
・フリーターの数……………①187万人(2006)	⇒ ②152万人(2017)	⇒ ③124万人(2020)
・第1子出産前後の女性の継続就業率……………①39.8%(2000～2004)	⇒ ②53.1%(2010～2014)**	⇒ ③55%(2020)

順調ではないものの進捗している(上記想定値を達成していないものの目標設定時より進捗している)

・労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合……………①40.5%(2010)	⇒ ②67.2%(2016)	⇒ ③全ての企業で実施(2020)
・週労働時間60時間以上の雇用者の割合……………①10.8%(2006)	⇒ ②7.7%(2017)	⇒ ③5%(2020)
・年次有給休暇取得率……………①46.7%(2007)	⇒ ②49.4%(2016)	⇒ ③70%(2020)
・メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合……………①23.5%(2002)	⇒ ②56.6%(2016)	⇒ ③100%(2020)
・短時間勤務を選択できる事業所の割合……………①13.4%(2010)	⇒ ②21.2%(2016)	⇒ ③29%(2020)
・保育等の子育てサービスを提供している数		
保育サービス(3歳未満児)……………① —	⇒ ②105万人(2017)	⇒ ③116万人(2017年度)
放課後児童クラブ……………① —	⇒ ②117万人(2017)	⇒ ③122万人(2019年度)
・男性の育児休業取得率……………①0.5%(2005)	⇒ ②3.16%(2016)	⇒ ③13%(2020)
・6歳未満の子どもをもつ夫の育児・家事関連……………①1日あたり60分(2006)	⇒ ②83分(2016)	⇒ ③2時間30分(2020)

進捗していない(目標設定時の数値より目標までの差が拡大している)

・時間当たり労働生産性の伸び率……………①1.8%(1996～2005年度)	⇒ ②0.9%(2007～2016年度)	
	⇒ ③実質GDP成長率に関する目標(2%を上回る水準)より高い水準(2020)	
・自己啓発を行っている労働者の割合(正社員)……………①46.2%(2005)	⇒ ②45.8%(2015)	⇒ ③70%(2020)
(非正社員)……………①23.4%(2005)	⇒ ②21.6%(2015)	⇒ ③50%(2020)

**：昨年度から最新値の更新がないもの。

仕事と家事・育児・介護の両立に関する現状と取組事例

(1) 男性の家事・育児関連時間

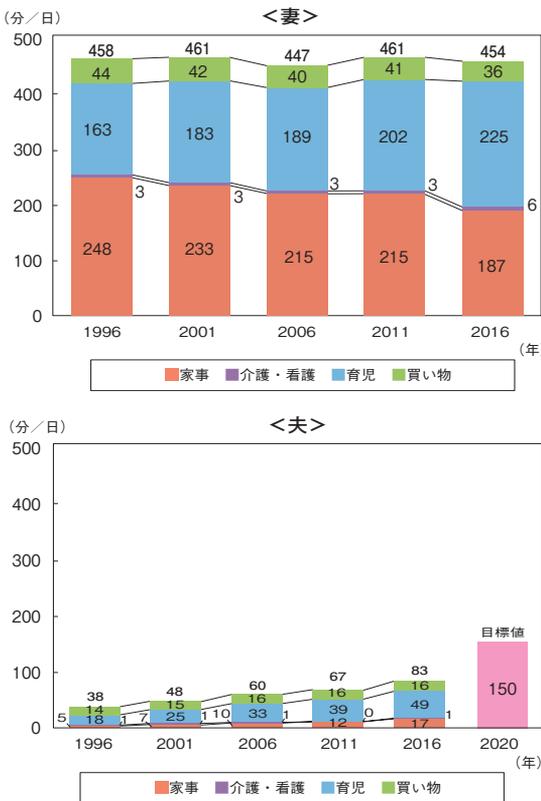
●現状においては家事・育児・介護等に参画する男性の割合は依然として低い状況にあり、2017年9月に公表された総務省「平成28年社会生活基本調査」によると、6歳未満の子どもを持つ男性の家事・育児関連時間は1日当たり83分であり、平成23年の同調査から16分増加しました。しかし、男女差は依然として大きく、数

値目標に向かって進捗しているものの、順調とまではいえない状況にあります。(図表1)

●男性の家事・育児参画が育児休業の取得によりどのように変化するかを分析したところ、育児休業取得者のほうが非取得者に比べて家事・育児への参画の増加が大きい傾向が見られます。(図表2)

図表1 6歳未満の子どもをもつ妻・夫の家事・育児関連時間

図表2 男性の家事・育児参画の状況



男性の家事・育児参画の状況(第1子出生前後)

●育児休業取得者の方が第1子出生前後で家事・育児の時間、個数とも増加する傾向。

育児休業取得者と非取得者の家事・育児参画の状況(出生前後)

	平日家事・育児時間			平日家事・育児数		
	出生前 時間	出生後 時間	(差) 時間	出生前 家事・育児数*	出生後 家事・育児数*	(差) 家事・育児数*
育児休業取得者(n=435)	1.87	2.32	(+0.45)	2.85	5.49	(+2.64)
育児休業非取得者(n=4,975)	1.47	1.80	(+0.33)	2.40	4.98	(+2.58)

	休日家事・育児時間			休日家事・育児数		
	出生前 時間	出生後 時間	(差) 時間	出生前 家事・育児数*	出生後 家事・育児数*	(差) 家事・育児数*
育児休業取得者(n=435)	3.81	5.05	(+1.24)	3.60	7.12	(+3.52)
育児休業非取得者(n=4,975)	3.49	4.68	(+1.19)	3.10	6.48	(+3.38)

(*)「家事・育児数」:出生前は「洗濯」「料理」「掃除」「ゴミ出し」「買い物」の5項目について担当する家事の数の合計、出生後はこれに「おむつ替え」「ミルク・離乳食を食べさせる」「お風呂に入れる」「寝かしつけ・夜泣き対応」「子どもと遊ぶ」「緊急時に、妻の代わりに家事育児を引き受ける」についての担当する育児数も加えた合計。
 (**)なお、育休取得者は出生前から家事・育児の時間、個数とも多い状況を制御しても、育児休業取得により家事・育児の時間、個数が増加する状況が見られた(一階差分モデルによる検討)。

(備考)
 1. 総務省「社会生活基本調査」より作成。
 2. 家事・育児関連時間(太字の値)は、「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の合計(週全体)。

(2) 男性の家事・育児参画へ向けた取組

●男性の家事・育児・介護等の参画を推進するため、国や地方公共団体において「“おとう飯”はじめようキャンペーン」や「みえの育児男子プロジェクト」などの取組が行われています。また、仕事と子育てとの両立に資する

ことを目的として、働き方に応じた多様で柔軟な保育サービスを提供する「企業主導型保育事業」を利用した企業内保育所などが広がりつつあります。



企業主導型保育事業による保育施設

仕事と生活の調和の実現に向けての現状分析と今後の課題

※図表の表題に★印を付したものは数値目標設定指標。

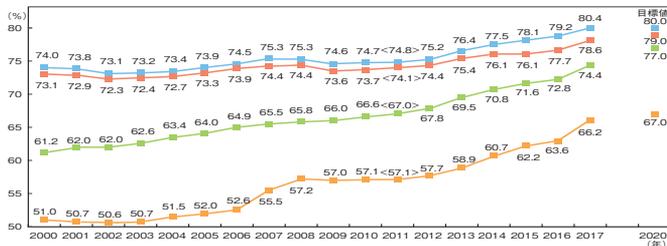
(1) 就労による経済的自立

現状分析

●就業率は、20～64歳、20～34歳、60～64歳及び25～44歳女性のそれぞれの指標において、おおむね上昇傾向にあります。(図表3)。

●非正規雇用の雇用者全体に対する割合は、男女共に長期的に高まってきており、男女別では、2010年以降、男性は約2割、女性は5割を超えておおむね横ばいで推移しています(図表4)。

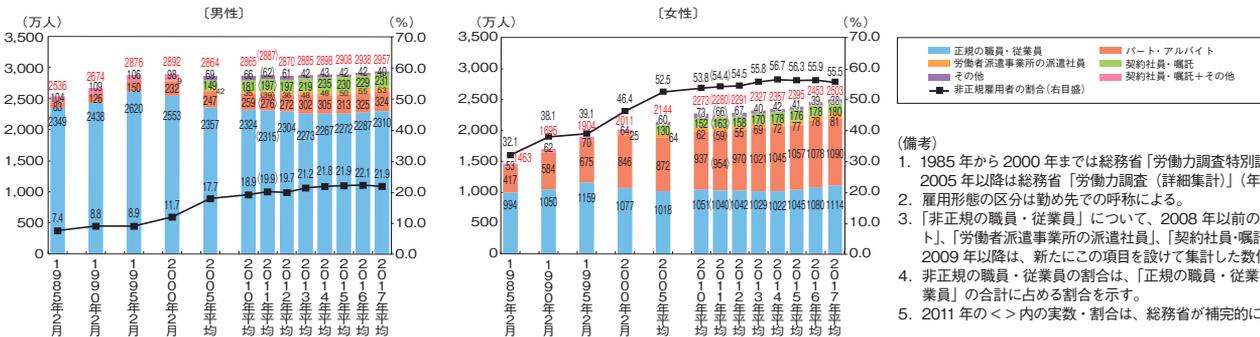
図表3 就業率の推移★



60～64歳 20～64歳 20～34歳 25～44歳(女性)

- (備考)
1. 総務省「労働力調査」(基本集計)(5歳階級)より作成。
 2. 就業率は、15歳以上人口に占める就業者の割合である。
 3. 2005年～2016年は、2010年の国勢調査に基づき算出している。
 4. 2011年の数値(<>で表示)は、総務省が補完的に推計した値を用いている。

図表4 雇用形態別役員を除く雇用者数の推移(性別)



今後の課題

●パートタイム労働等の非正規雇用は、多様な就業ニーズに応えるという積極的な意義もある一方、やむをえず選択している者(不本意非正規)も一定程度います。このため、同一労働同

一賃金に向けた均等・均衡待遇の取組や正社員への転換に向けた取組の推進を図る必要があります。また、公正な処遇が図られた多様な働き方の普及・推進を図っていくことが必要です。

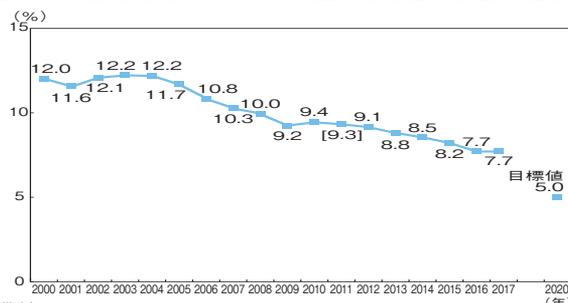
(2) 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

現状分析

●週労働時間60時間以上の雇用者の割合は、低下していましたが、2017年は前年と変わらず7.7%となりました(図表5)。これを業種別に見ると、2017年では、「運輸業、郵便業」の割合が高く、次いで「教育、学習支援業」となっています。(図表6)。

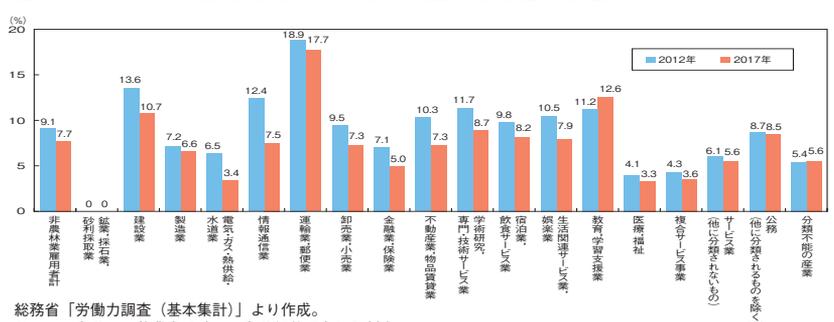
●年次有給休暇取得率は、2000年以降は50%を下回る水準で推移しています(図表7)。これを企業規模別に見ると、企業規模が大きいほど取得率が高くなっています(図表8)。また、業種別に見ると、2016年は「宿泊業、飲食サービス業」、「卸売業、小売業」、「教育、学習支援業」などで取得率が4割を下回っています(図表9)。

図表5 週労働時間60時間以上の雇用者の割合の推移★



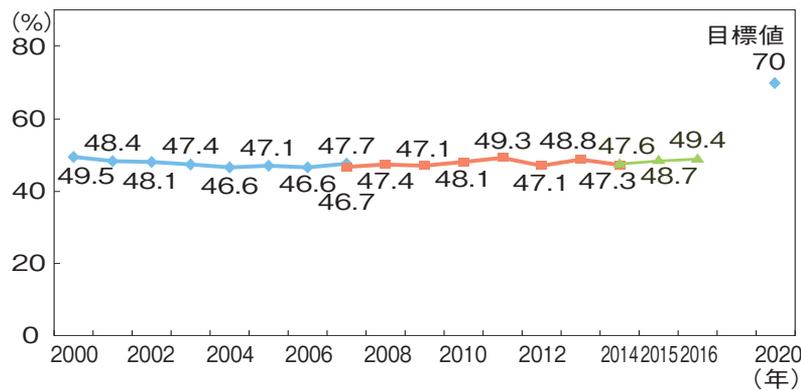
- (備考)
1. 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。
 2. 数値は、非農林業雇用者(休業者を除く)総数に占める割合。
 3. 2011年の値([]表示)は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

図表6 業種別の週労働時間60時間以上の雇用者の割合



- (備考)
1. 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。
 2. 雇用者のうち休業者を除いた者の総数に占める割合。
 3. 2013年より、労働者派遣事業所の派遣社員を派遣先の各産業に分類している。
 4. 2012年10月1日に郵便事業株式会社、郵便局株式会社と統合し、日本郵便株式会社となったことに伴い、産業分類間の移動(主に「運輸業、郵便業」から「複合サービス事業」への移動)があるので、産業別の時系列比較には注意を要する。

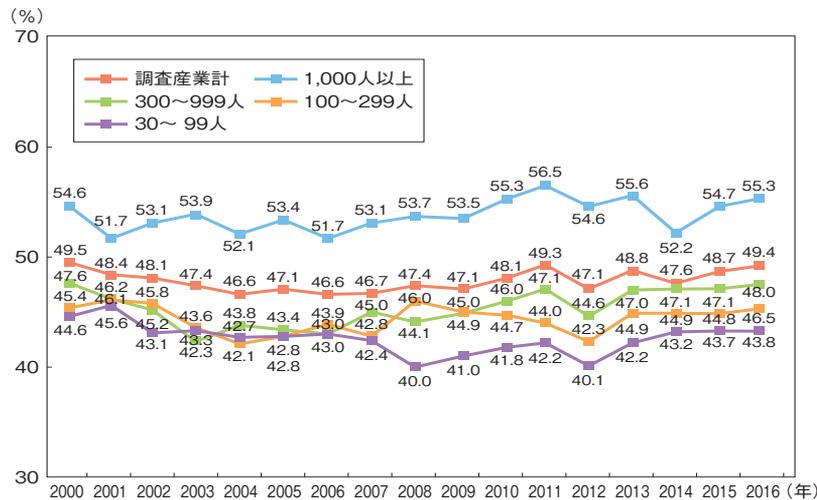
図表 7 年次有給休暇取得率★



(備考)

- 厚生労働省「就労条件総合調査」より作成。
- 調査対象が変わっているため、時系列比較には注意を要する。
2006年以前の調査対象：「本社の常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」
2007～2013年の調査対象：「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」
2014年以降の調査対象：「常用労働者が30人以上の民営企業」(複合サービス事業、会社組織以外の法人(医療法人、社会福祉法人、各種の協同組合等)含む)
- 2011～2013年は、東日本大震災による企業活動への影響等を考慮し、被災地域から抽出された企業を調査対象から除外し、被災地域以外の地域に所在する同一の産業・規模に属する企業を再抽出し代替。
- 2014年は2014年4月、2015年は2015年9月、2016年は2016年7月にそれぞれ設定されている避難指示区域(帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域)を含む市町村に所在する企業を調査対象から除外。

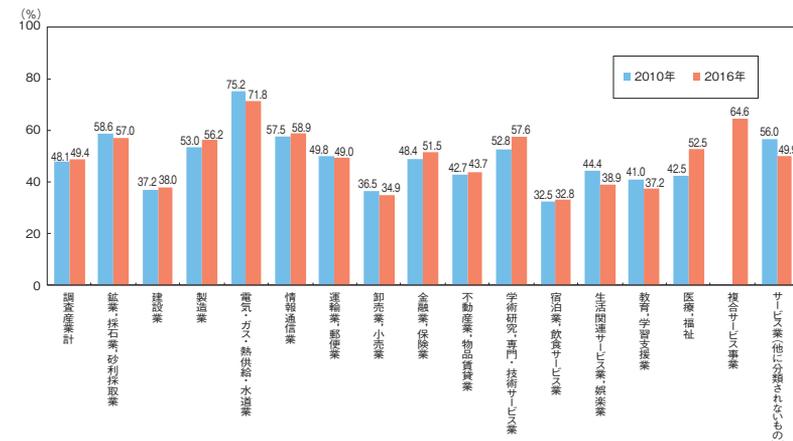
図表 8 企業規模別の年次有給休暇取得率



(備考)

- 厚生労働省「就労条件総合調査」より作成。
- 調査対象が変わっているため、時系列比較には注意を要する。
2006年以前の調査対象：「本社の常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」
2007～2013年の調査対象：「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」
2014年以降の調査対象：「常用労働者が30人以上の民営企業」(複合サービス事業、会社組織以外の法人(医療法人、社会福祉法人、各種の協同組合等)含む)
- 2011年、2012年、2013年値の調査対象：東日本大震災による企業活動への影響等を考慮し、被災地域(※)から抽出された企業を調査対象から除外し、被災地域以外の地域に所在する同一の産業・規模に属する企業を再抽出し代替。
※国土地理院「津波による浸水範囲の面積(概略値)について(第5報)」(2011年4月18日公表)により、津波の浸水を受けた地域並びに東京電力福島第一原子力発電所において発生した事故に関し設定された警戒区域等(市区町村単位)。
- 2014年は2014年4月、2015年は2015年9月、2016年は2016年7月にそれぞれ設定されている避難指示区域(帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域)を含む市町村に所在する企業を調査対象から除外。

図表 9 業種別の有給休暇取得率



(備考)

- 厚生労働省「就労条件総合調査」より作成。
- 2010年と2016年では調査対象が異なるため、時系列比較には注意を要する。
2010年の調査対象：「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」
2016年の調査対象：「常用労働者が30人以上の民営企業」(複合サービス事業、会社組織以外の法人(医療法人、社会福祉法人、各種の協同組合等)含む)
- 2010年調査では複合サービス事業は調査対象外のため、値がない。

今後の課題

●長時間労働の抑制や希望する方の年次有給休暇取得促進に向けて、労使において、意識の改革や職場の雰囲気づくりに取り組むことが求められます。また、経営者の主導の下、短時間で質の高い仕事を評価する仕組みの構築や仕事を代替できる体制づくりなどの雇用管理の改善が重要です。長時間労働の状況は業種によって違いが大きいので、業種に

応じた重点的な取組とその支援が必要です。さらに、年次有給休暇取得率は、企業規模によって違いが大きいことや、計画的付与制度を有する企業の方が、取得率が高い傾向にあることから、企業規模に応じた取組や、年次有給休暇の「計画的付与制度」の一層の普及・促進を図る必要があります。

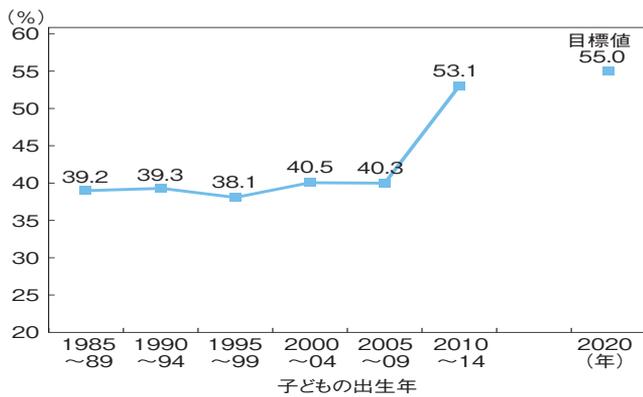
(3) 多様な働き方・生き方が選択できる社会

現状分析

●第1子出産前後の女性の継続就業率は4割前後で推移してきたものの、第1子の出生年が2010～2014年である女性の就業継続率は53.1%になり、大きく上昇しました(図表10)。これを正規の職員とパート・派遣等に分けて見ると、

正規の職員は就業を継続している者の割合が上昇し、約7割であるのに対し、パート・派遣は就業を継続する者の割合が25.2%であり、第1子出産を機に退職する女性の割合が高い状況にあります。(図表11)。

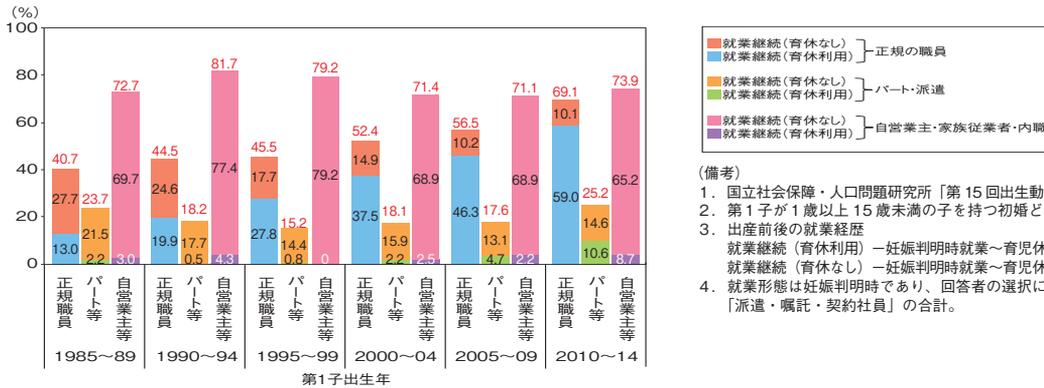
図表 10 第1子出産前後の女性の継続就業率★



(備考)

1. 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(夫婦調査)」(2016年)より作成。
2. 数値は、当該年間に第1子を出産した女性について、第1子妊娠判明時に就業していた者に占める第1子1歳時にも就業していた者の割合。

図表 11 出産前有職者の就業継続率(就業形態別)



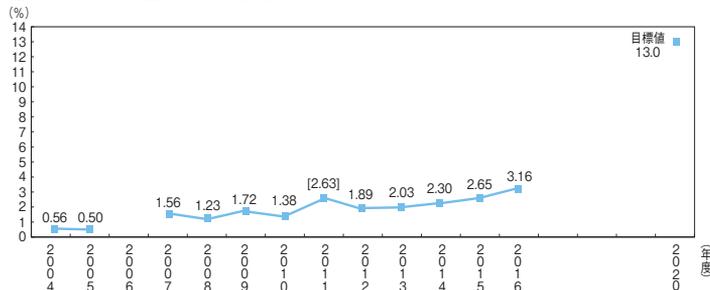
(備考)

1. 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(夫婦調査)」(2016年)より作成。
2. 第1子が1歳以上15歳未満の子を持つ初婚どうし夫婦について集計。
3. 出産前後の就業経歴
就業継続(育休利用) 一妊娠判明時就業～育児休業取得～子ども1歳時就業
就業継続(育休なし) 一妊娠判明時就業～育児休業取得なし～子ども1歳時就業
4. 就業形態は妊娠判明時であり、回答者の選択による。なお、「パート・派遣」は「パート・アルバイト」、「派遣・嘱託・契約社員」の合計。

● **男性の育児休業取得率**は、2016年度は、民間企業が3.16%と前年度より0.51ポイント上昇し着実に増えてきているものの、依然として非常に低い水準で推移しています(図表12)。また、**6歳未満の子どもをもつ夫の育児・家事関連時間**は、83分と2011年に比べて16分

増加し、引き続き数値目標に対し低水準で推移していません(図表13)。また、6歳未満の子どもを持つ夫については共働き世帯でも約8割が全く家事を行わず、約7割が全く育児を行っていません(図表14)。

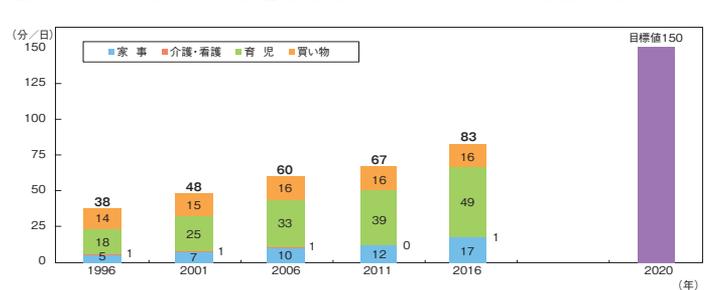
図表 12 男性の育児休業取得率★



(備考)

1. 民間企業の2004年度及び2005年度値は、厚生労働省「女性雇用管理基本調査」より作成(2006年度は、調査対象が異なるため計上していない)。2007年度以降は、厚生労働省「雇用均等基本調査」より作成。調査対象は、常用雇用者5人以上を雇用している民営事業所。
2. 育児休業取得率の算出方法は、調査年の前年度1年間(2014年度調査においては、2012年10月1日から2013年9月30日)に配偶者が出産した者のうち、調査年10月1日までに育児休業を開始(申出)した者の割合。
3. 東日本大震災のため、2011年度値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く。

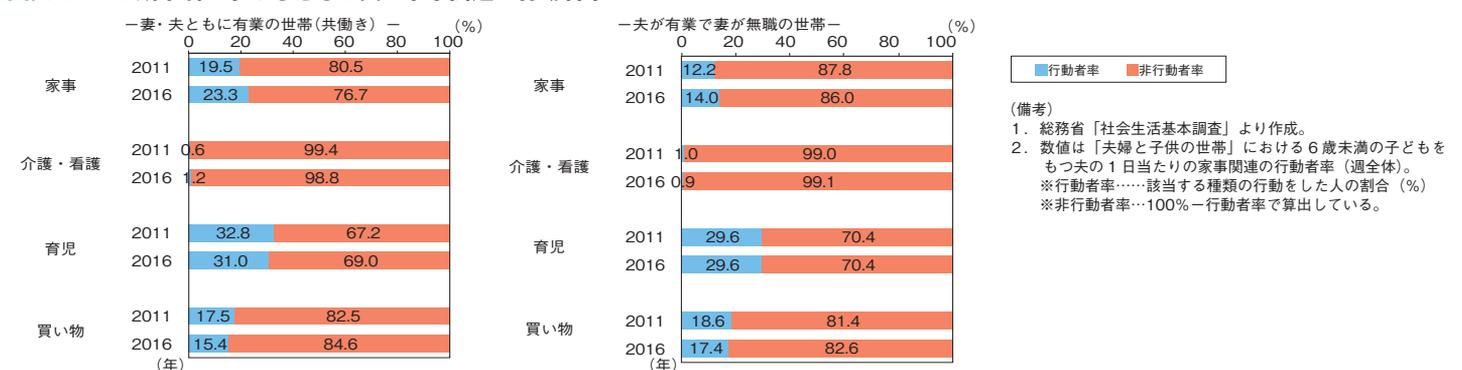
図表 13 6歳未満の子どもをもつ夫の育児・家事関連時間★



(備考)

1. 総務省「社会生活基本調査」より作成。
2. 育児・家事関連時間(太字の値)は、「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の合計(週全体)。
3. 数値は夫婦と子どもの世帯における6歳未満の子どもをもつ夫の育児・家事関連時間。

図表 14 6歳未満の子どもをもつ夫の家事関連の行動者率



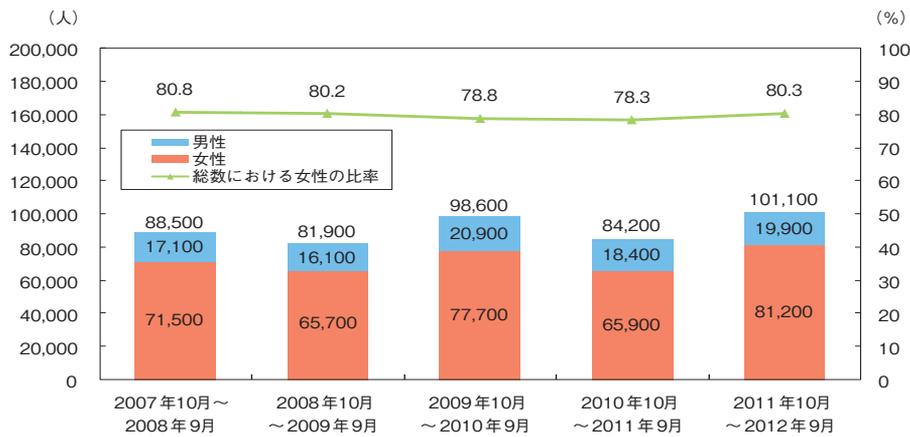
(備考)

1. 総務省「社会生活基本調査」より作成。
2. 数値は「夫婦と子供の世帯」における6歳未満の子どもをもつ夫の1日当たりの家事関連の行動者率(週全体)。
※行動者率……該当する種類の行動をした人の割合(%)
※非行動者率……100%-行動者率で算出している。

●介護や看護を理由とした離職・転職者数は、1年間（2011年10月～2012年9月）で約10万人であり、女性が80.3%を占めています（図表15）。

●保育所等の定員数は年々増加し、2017年には274万人になっている一方、待機児童の数は前年から増加し、約2.6万人となっています（図表16）。

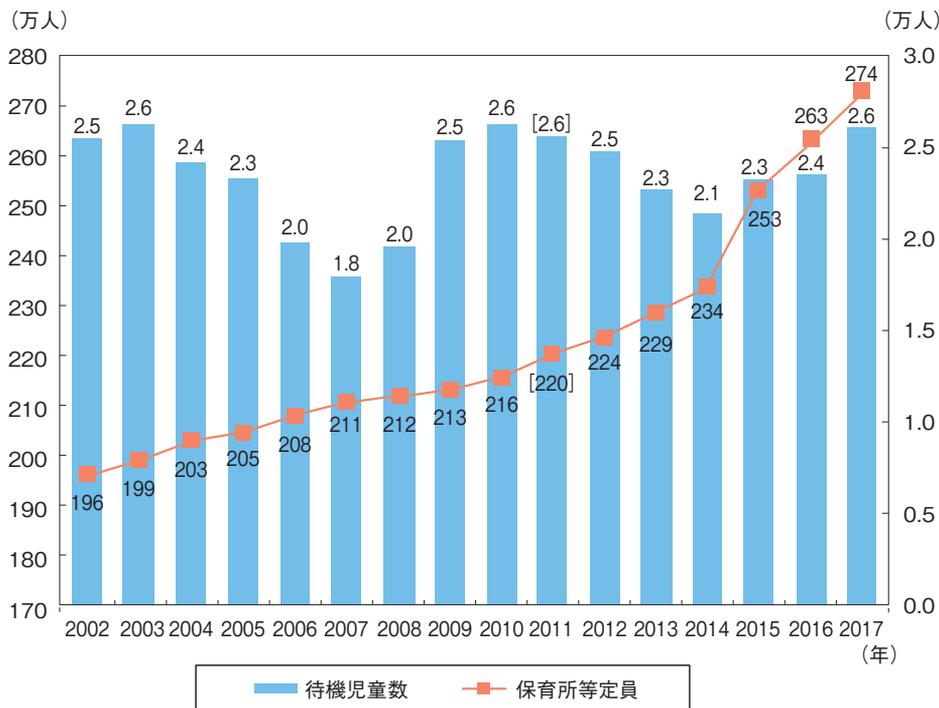
図表15 介護・看護を理由に離職・転職した者



(備考)

1. 総務省「平成24年就業構造基本調査」より作成。
2. 複数回離職・転職した者については、前職についてのみ回答しているため、前職以前の離職・転職については数値に反映されていない。

図表16 待機児童数と保育所等定員の推移



(備考)

1. 厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ」より作成。
2. 2011年の数値については、東日本大震災の影響によって調査を実施できなかった岩手県、宮城県、福島県の8市町（岩手県陸前高田市・大槌町、宮城県山元町・女川町・南三陸町、福島県浪江町・広野町・富岡町）を除いている。
3. 「保育所等定員」について、2015年より、同年4月から施行した子ども・子育て支援新制度において新たに位置づけられた特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園）、特定地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）の数値も含んでいる。

今後の課題

- 男女が共に仕事と子育てを両立できる環境の整備に向けて、多様で柔軟な働き方を可能とする環境整備が必要です。増加傾向にある非正規雇用の労働者についても、多様で柔軟な働き方を可能とする制度の利用促進を図ることが重要です。
- 男性が仕事と育児を両立するためには、育児を積極的にする男性「イクメン」の普及など職場や男性を取り巻く人々を含め、男性の働き方や意識の改革を進めること

- が必要です。
- 仕事と介護等の両立に関しては、高齢化が一層進展することが見込まれる中、多様で柔軟な働き方ができる環境の整備や、社会全体で高齢者介護を支える仕組みやその周知が必要です。
- あわせて、男女がともに仕事と子育てを両立し、その責任を担うためには、子育ての社会基盤の整備が必要です。

Ⅲ 当面重点的に取り組むべき事項

※実施主体の記載がない項目は国の取組

総 論

○社会的気運の醸成

- 「働き方改革実行計画」の策定をはじめとする「ニッポン一億総活躍プラン」等の実行
- 仕事と生活の調和ポータルサイトや、メールマガジンを通じた情報発信等
- 各都道府県の実情に応じた意識啓発の実施及び先進事例等の情報発信（全国知事会）

就労による経済的自立が可能な社会のために

○非正規雇用の労働者等の経済的自立支援とセーフティ・ネットの強化

- 同一労働同一賃金の実現に向けた取組推進
- 改正労働契約法の周知・啓発、改正労働者派遣法の着実な実施及びパートタイム労働法の周知・啓発

○若年者の就労・定着支援

- ユースエール認定制度及び若者応援宣言事業等を通じた、若者の適職選択等の支援
- 新卒応援ハローワークやわかものハローワーク等における新卒者やフリーター等に対するきめ細かな職業相談・職業紹介等の実施、キャリア教育・職業教育の充実

○働きながら学びやすい社会環境の構築

- 産学協働による教育プログラムの開発・実証による社会人の学び直しの推進等

健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会のために

○仕事の効率化の促進、長時間労働の抑制に向けた取組等

- 年に5日の年次有給休暇を確実に取得できる仕組みの創設を含む労働時間法制の見直し
- 生産性が高く仕事と生活の調和が取れた働き方の推進、フレックスタイム制の活用促進、年次有給休暇の取得促進などに取り組む事業主に対する支援、「働き方・休み方改善指標」について「働き方・休み方改善ポータルサイト」を活用した効果的な周知・啓発等
- 経営者・管理職を対象としたトップセミナー等の開催による、長時間労働抑制等の情報提供
- 総実労働時間の縮減にむけた取組の推進（日本労働組合総連合会）
- 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づいた過労死等防止対策の推進
- 各都道府県での「地域働き方改革会議」の開催を通じた、地域の実情に即した働き方改革の推進
- 中小企業への具体的な取組の紹介や知識・ノウハウの普及活動による「健康経営」の普及促進（日本商工会議所）

多様な働き方・生き方を選択できる社会のために

○仕事と子育ての両立支援に向けた環境整備

- 産前産後休業の取得にかかる周知、育児・介護休業法の周知・徹底
- 仕事と育児の両立支援に取り組む事業主への助成金の支給による支援テレワークやフレックスタイム等の多様で柔軟な働き方を可能とする環境整備の促進
- 女性活躍推進法（2016年4月1日全面施行）の着実な施行に加え、中小企業のための女性活躍推進支援、女性の活躍推進に積極的に取り組む企業への助成金の支給等による、企業における女性の活躍推進
- 「待機児童解消加速化プラン」に基づく整備量の上積みによる待機児童の解消
- 子ども・子育て関連3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」の着実な実施
- 男性の仕事と子育ての両立に関する意識改革（「イクメンプロジェクト」、情報・好事例等の提供等）

○仕事と介護等の両立支援

- 仕事と介護が両立しやすい職場環境に向けた「介護支援プラン」モデルの普及・展開
- 仕事と介護の両立支援を行う事業主への助成金の支給による支援
- 介護保険制度の着実な推進、介護と医療、生活支援等を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の実現、市町村窓口や地域包括支援センターにおける家族の介護についての相談・情報提供
- 疾病を抱える労働者に対する就労継続支援

一億総活躍社会の実現に向けた最大のチャレンジとして「働き方改革」が位置付けられており、引き続き、2020年の目標数値に向けた進捗状況に遅れがみられる指標については、その改善を図るため、労使はもとより、各主体の取組を支援する国や地方公共団体においても、本レポートで明らかとなった課題への対応について検討し、仕事と生活の調和の実現に向けた取組をさらに加速していく。